

大津町議会ハラスメント防止条例(案) 説明

第1条(目的)

この条例は、議員間のハラスメント及び議員から職員等に対するハラスメントを防止するために必要な事項を定め、並びにハラスメントの被害者に配慮することにより、全ての議員及び職員等が個人の尊厳を尊重され、良好な議員の活動環境及び職員等の勤務環境を確保することを目的とする。

【解説】

本条は、この条例の目的を定めるものです。

議員及び職員等が個人の尊厳を尊重され、快適に活動し、働くことができる環境を確立するため、議員によるハラスメントの防止を目的としています。

第2条(定義)

この条例において「ハラスメント」とは、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他の誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。

2 この条例において「職員等」とは、一般職の職員(地方公務員法第3条第2項に規定する者)、特別職の職員(同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する者(議員を除く。))、町の各機関を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に掲げる派遣労働者並びに町の各機関と業務委託契約その他の契約を締結している事業等に従事する労働者をいう。

【解説】

本条は、この条例で使用する用語の定義を定めています。

1. 「ハラスメント」については、人事院規則(人事院規則 10-16(パワー・ハラスメントの防止等)、人事院規則 10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)及び人事院規則 10-15(妊娠、出産、育児及び介護に関するハラスメントの防止等))として明示されたものと、その他の人権侵害等の行為としています。
男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法等の民間法制のように「職場等」に限定はないため、職員の勤務時間外や庁舎内外の場所も対象としています。
2. また、いわゆるモラル・ハラスメントや SOGI ハラスメント(性的指向や性自認: Sexual Orientation and Gender Identity に関する差別や嫌がらせ、不利益)など他のハラスメント類型については、法的定義が定められていないことから、類例として挙げていないが、人権を侵害する事例については当然に対象となります。

3. 「職員等」はまず、地方公務員法第3条により定義しています。

また、現に町庁舎内で勤務している派遣職員や委託先事業者の職員等もあることからそうした労働者も対象としています。

地 公 法 3 条	2項	一般職（会計年度任用職員、再任用、含む）	
	3項 特別職	1号	町長、副町長・教育長、教育委員、監査委員 など
		2号	審議会等委員 など
		3号	学校医 など
		3号の2	選挙の管理者立会人 など
		5号	消防団員
派遣職員			
委託事業に従事する労働者			

[参考]

○人事院規則 10-16 第2条

この規則において、「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

○人事院規則 10-10 第2条

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一セクシュアル・ハラスメント他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

二セクシュアル・ハラスメントに起因する問題セクシュアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること

○人事院規則 10-15 第2条

この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。

一職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ妊娠したこと。

ロ出産したこと。

ハ妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

- 二不妊治療を受けること。
- (二～四 略)

○地方公務員法 第3条

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第三条 地方公務員(略)の職は、一般職と特別職とに分ける。

2一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3特別職は、次に掲げる職とする。

- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
 - 一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
 - 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - 二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
 - 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)
 - 三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職
 - 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
 - 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職
 - 六 特定地方独立行政法人の役員

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(労働者派遣法)

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。

第3条(議員の責務)

議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員等の労働意欲を低下させることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、当該事態について議長に報告しなければならない。

【解説】

本条は、議員の責務について定めています。

第1項は、議員は、ハラスメントが個人の人格や尊厳を不当に侵す人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならないことを規定しています。

第2項は、議員は、自らの行為がハラスメントに当たると疑われたときは、説明責任を果たし、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにしなければならないことを規定しています。

第3項は、議員は、他の議員のハラスメントに当たる言動を見たときは、その者に対して注意するよう努め、議長に報告しなければならないと規定しています。

第4条(議長の責務)

議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントと認める行為があったときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、ハラスメントに関する相談等の円滑かつ公正な解決を図るため、議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置する。

【解説】

本条は、議長の責務を定めています。

第1項は、議長は、日頃から議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメント行為が認められたときには、迅速かつ適切に対応し、第5条、第6条の規定のとおり、事実関係を把握し、当該議員に対し、指導、助言、注意又は氏名の公表等の必要な措置を講じなければならないことを規定しています。

第2項は、議長は議会事務局にハラスメント相談窓口を設置することとしています。

苦情の申出や相談等は、第4条第2項により議会事務局で受け付け、被害者に寄り添いながら、被害状況や希望する対応等について聞き取り等を行い、事務局長から速やかに議長へ報告します。

第5条(事実関係の把握)

議長は、議員から第3条第3項の規定による報告があったとき、議員又は議会事務局職員からハラスメントに関する申出があったとき、若しくは町長から、議員による職員等(議会事務局職員含む。)へのハラスメントに関する通知があったときは、必要に応じて報告者、申出者、相談者、当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行わなければならない。

【解説】

本条は、議長が議員や職員からのハラスメントに関する苦情の申出や相談を受けた際の事実関係の確認等に関して定めたものです。

議長は、議員や議会事務局職員からのハラスメントに関する苦情の申出や、町長から、議員による職員等(議会事務局職員含む)へのハラスメントの通知を受けた場合には、事実関係を把握するため、報告者、申出者、相談者及び当事者等から必要に応じて調査を行うこととしています。

なお、議会事務局職員は議長への申出及び町長からの通知の両方の手段を取れるようにしています。

第6条(対応措置)

議長は、前条の調査により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、当該議員に対して、指導、助言、注意等の必要な措置を講じるとともに、必要に応じて申し出た議員又は職員等の被害回復においても必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、前条及び前項の規定による調査並びに措置を行うに当たっては、議会運営委員会の意見を聞くものとする。ただし、議会運営委員会の委員の中に申出者、当事者等がある場合は、当該委員は除斥される。

3 議長は、前条及び第1項の規定による調査並びに措置を行うに当たっては、第三者の意見を聴取することができる。

4 議長は、第1項の規定による必要な措置として、当該議員の氏名、申出又は通知の内容、調査結果及び対応措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。この場合、議長は、議会運営委員会(第3項により第三者の意見を聴取した場合は当該第三者、次条の規定による審査会を設置した場合はその審査会)の意見を聞くものとする。

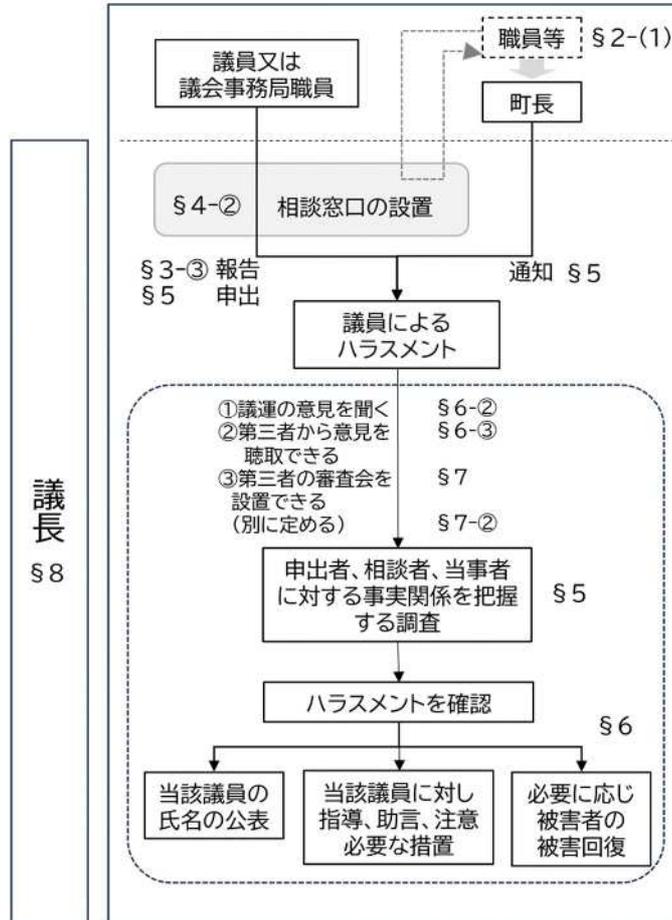
【解説】

本条は、第5条の調査により議員によるハラスメントがあったことを確認したときには、議長は当該議員に対して、指導、助言、注意等の措置、及び必要に応じて申し出た議員又は職員等の被害回復の措置を講じなければならないことを定めています。

また、第5条の調査や本条に規定する措置を行うにあたっての、議会運営委員会や第三者の関与について定めています。

[参考]

発生から対応の流れ(大津町条例案)



第7条(審査会)

議長は、第5条の調査及び前条第1項の措置を行うに当たり、必要に応じて第三者による審査会を設置することができる
2 審査会の組織及び運営については、議長が別に定める。

【解説】

本条は、議長が第5条の調査、及び第6条第1項の措置を行うにあたり、第三者による審査会を設置できることを定めています。

なお、審査委員会の運営及び構成については、議長が別に定めることとしています。

【参考】

○第三者審査会等設置の予算措置
地方自治法

(予算を伴う条例、規則等についての制限)

第222条 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

2 (略)

※地方自治研究機構 解説

条例を制定する場合、予算を伴うものについては、地方自治法第222条第1項の規定により「必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」という制約がかかります。

しかし、歳出の原因とするものが、自然災害で住居が全壊又は半壊した時というものですから、毎年度予算に計上することとなれば、歳出の可能性が低いものを予算計上することとなります。これは極めて不合理です。地方自治法第222条第1項に規定される「予算を伴うこととなるもの」とは、必ず歳出することが予定されているものだけを意味します。ご質問の場合は、自然災害により住民の居宅が被害を受けた場合という、発生する可能性があるだけのものです。このような条例は、議会に対し、予備費や補正予算で対応する旨を説明し、議会の了を得れば足りるものと考えます。

条例で、支援する旨の規定を置いてその具体的な内容は規則に委ねた場合も同様です。

第8条(職務代行)

議長が第5条の調査及び第6条第1項の措置の対象となった場合は副議長が、議長及び副議長が共に対象となったときは議会運営委員長が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

【解説】

本条は、議長が当該調査の対象となった場合、この条例に規定する議長の職務は副議長が行うこと、正副議長がともに当該調査の対象となった場合は、議会運営委員長が当該職務を行うことを定めています。

第9条(被害者等のプライバシーの保護)

議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【解説】

本条は、議員はハラスメントの被害者のプライバシーを保護しなければならないことを定めています。

ハラスメント事案は、非常にデリケートな問題であり、特に被害者に対しては、その後の生活等へ不利益が生じることがないように、そのプライバシー保護に十分配慮しなければなりません。

議員は、現に議員の職にあるとき及びその職を退いた後においても、被害者のプライバシー確保に十分配慮するとともに、当該ハラスメントに関して知り得た秘密を、他者に漏洩してはならないことを規定しています。

第10条(研修)

議長は、ハラスメントの防止等を図るため、議員に対し必要な研修を実施しなければならない。

【解説】

本条は、研修会等の実施について定めたものです。

議長は、ハラスメントに関する議員の知識を深め、その発生を未然に防止するために研修等を行わねばならないと規定しています。

研修の内容や頻度は、第11条により議長に委任しますが、改選後と任期のうち2年程度が経過した時期の2回程度を想定しています。

第11条(委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

本条は、この条例の施行に関し、その条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めることとしています。